

令和7年度第1回静岡県森林審議会

日 時：令和7年6月16日（月）
13時30分～15時30分

会 場：静岡県庁別館9階特別第2会議室
（オンライン併用）

< 次 第 >

1 開 会

2 挨 拶

3 審 議

令和7年度版 静岡県森林共生白書（案）

4 報 告

- （1）林地開発許可に係る答申（林地保全部会）
- （2）次期静岡県森林共生基本計画の方向性（森林計画課）
- （3）未来への森づくりタウンミーティングの開催状況（森林計画課）
- （4）“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの改定（林業振興課）
- （5）松くい虫被害対策事業推進計画の変更（森林整備課）

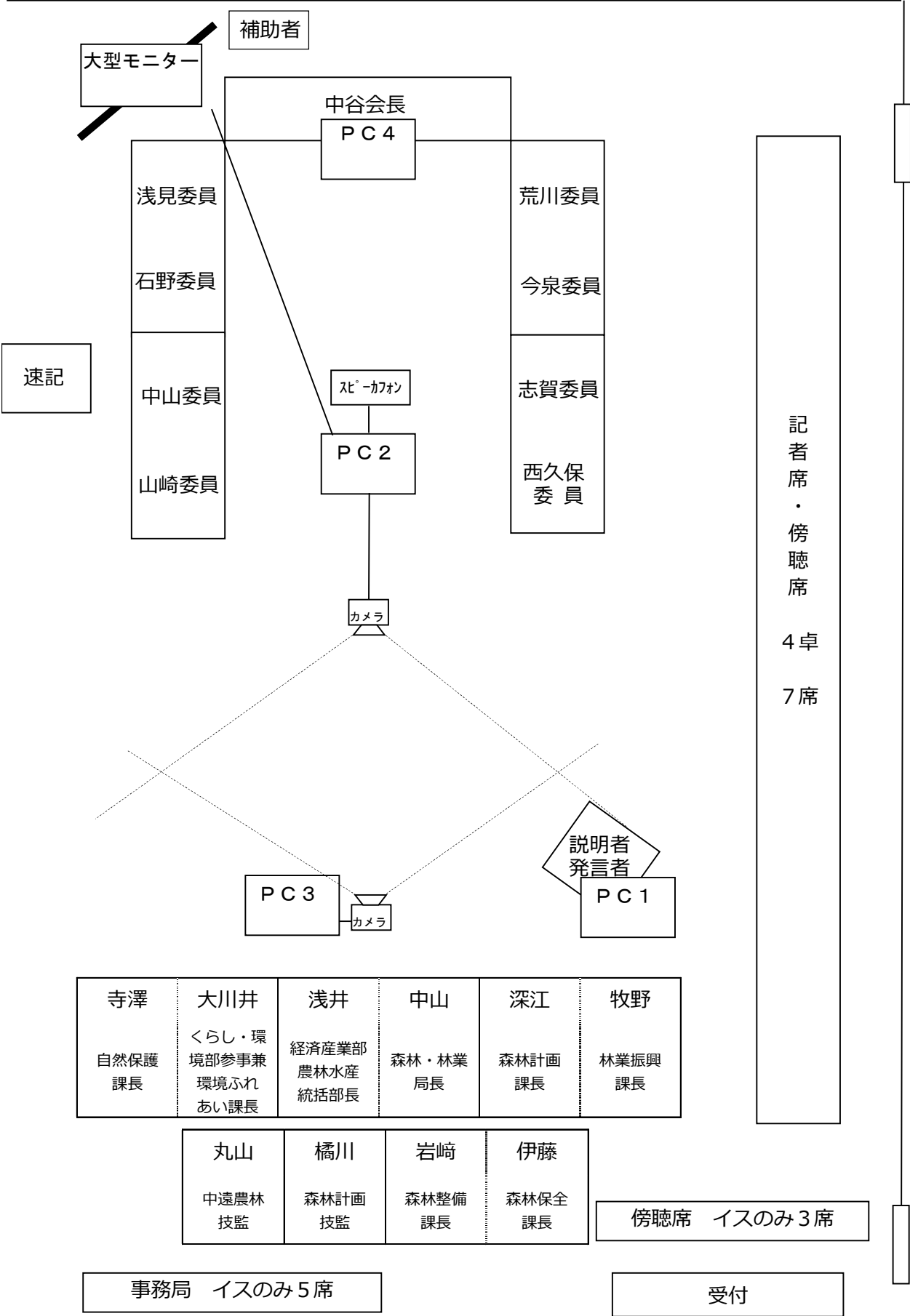
5 閉 会

静岡県森林審議会委員名簿

任期 令和6年2月3日～令和8年2月2日

氏 名	所属・役職	出欠	オンライン
浅見 佳世	常葉大学大学院環境防災研究科 教授	○	
荒川 美作保	林業経営コンサルタント、中小企業診断士	○	
石野 秀一	静岡県木材協同組合連合会 国産材担当理事	○	
板谷 明美	三重大学大学院生物資源学研究科 教授		
今泉 文寿	静岡大学学術院農学領域 教授	○	
加賀谷 廣代	株式会社湘南ウッドロード 代表取締役		○
蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授		
志賀 和人	一般財団法人林業経済研究所 理事・フェロー研究員	○	
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授		
中谷 多加二	静岡県森林組合連合会 代表理事会長	○	
中山 高志	中山林業株式会社 代表取締役	○	
西久保 美和	有限会社石牧建築・一級建築士事務所しましま設計室	○	
坂東 英代	N P O 法人森と人のネットワーク 顧問		
星野 浄晋	西伊豆町長		
山崎 宏	N P O 法人ホールアース自然学校 代表理事	○	

敬称略，50 音順



令和 7 年度版静岡県森林共生白書（案）の森林審議会への諮問

(静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課)

1 要旨

「静岡県森林と県民の共生に関する条例」第 12 条により、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を平成 19 年から毎年作成し、公表している。

通算第 19 号となる「令和 7 年度版静岡県森林共生白書（案）」を別添のとおり作成したので、森林審議会に諮問する。

2 令和 7 年度版静岡県森林共生白書の概要

章タイトル	内容
第 1 章 森林共生白書の趣旨	・ 白書の位置付け ・ 森林共生基本計画の概要
第 2 章 令和 6 年度のトピックス	1 特集 ・ 原木生産・納品情報共有システムの構築 ・ 林業の理解促進による人材確保・定着 ・ 地域と歩む「森の力再生事業」 ・ 山地災害の発生状況と早期復旧 ・ 森林空間を活用した「森林サービス産業」の推進 ・ 企業による J-クレジットの活用 ほか 2 森林との共生に取り組む人
第 3 章 令和 6 年度の各施策の 評価と令和 7 年度の主 な施策	方向 1 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長 方向 2 森林の公益的機能の維持・増進 方向 3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり 方向 4 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現
資料 しずおかの森林・林業	統計資料

3 今後の予定

7 月下旬：県ホームページで公表

※令和 7 年度版は電子データによる公表のみとし、冊子の作成・配布は行いません。

< 参考 1 >

静岡県森林と県民の共生に関する条例

第 12 条 知事は、毎年、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を作成し、これを公表するものとする。

[逐条解説]

県は、森林に関する情報や取組の内容(計画・実績)等を示すことで透明性を高めると共に、森林の状況をわかりやすく紹介することで県民の参加を促すため、白書の作成と公表を規定しました。

< 参考 2 >

S N S 等による取組の発信

- ・ Facebook ページ “ふじのくに森林の都しずおか” などを通じて、森林との共生に向けた県民の取組や県の施策等を発信している。
- ・ 白書と S N S を両輪とすることで、森林との共生に向けた取組をより多くの県民に届ける。

○ S N S での発信状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発信件数 (件)	358	270	204	373	315	413
フォロワー数 (人)	932	1,003	1,131	1,207	1,250	1,279

林地開発許可に係る答申（林地保全部会）

1 林地開発許可案件答申実績

(1) 件数実績(R6.12～R7.3)

開催日	個 別			包 括			合 計		
	新規	変更	小計	新規	変更	小計	新規	変更	小計
R6.12.18	—	—	—	3	1	4	3	1	4
R7.3.11	—	—	—	—	2	2	—	2	2
計	—	—	—	3	3	6	3	3	6

(2) 目的別件数面積(R6.12～R7.3)

面積:ha

目 的	新 規		変 更		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
工場・事業場の設置	1	4.5792	1	1.5589	2	6.1381
土石等の採掘	2	18.7671	—	—	2	18.7671
道路の新設または改築	—	—	2	5.1391	2	5.1391
計	3	23.3463	3	6.6980	6	30.0443

目的が複数ある場合は、主目的により計上。

2 答申案件一覧(R6.12～R7.3)

面積:ha

No.	開催日	区 分	申請者	施行地	目 的	許可面積
1	R6.12.18	新規 (包括)	(株)東豊興業	掛川市大坂	土石の採掘(砂利)及び 一部農用地の造成	11.5165
2	R6.12.18	新規 (包括)	コスモエコパワー(株)	掛川市入山瀬	工場・事業場の設置 (風力発電施設の設置)	4.5792
3	R6.12.18	新規 (包括)	静甲工業(株)	富士宮市下稲子	土石の採掘(採石)	7.2506
4	R6.12.18	変更 (包括)	アイリスオーヤマ(株)	御殿場市小倉野	工場・事業場の設置 (物流センターの建設)	1.5589
5	R7.3.11	変更 (包括)	中日本高速道路(株)	駿東郡小山町一色	道路の新設(第二東海 自動車道建設事業)	1.7738
6	R7.3.11	変更 (包括)	中日本高速道路(株)	駿東郡小山町柳島	道路の新設(第二東海 自動車道建設事業)	3.3653 (0.2495 増)

基本理念：「森林との共生」による持続可能な社会の実現

～ 環境・経済・社会が調和した森林づくりにより、多面的機能を持続的に発揮 ～

目指す姿：森林・林業に係わる人たちの幸福度の向上



1 持続可能な林業の推進

森林資源の循環利用による「森林との共生」

(1) 林業の生産性の向上

(2) 県産材製品の需要拡大

(3) 人材の育成



省力化・効率化に寄与する
リモコン式草刈機



森林認証材を活用した
浜松こども館



高性能林業機械シミュレータ

2 森林の公益的機能の維持・増進

森林の適切な整備と保全による「森林との共生」

(1) 森林の適切な管理・整備

(2) 豊かな森林の整備・保全

(3) 森林吸収源の確保



適切な森林経営による間伐



治山事業による県土強靱化



エリートツリーの植栽

3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり

森に親しみ、協働で進める「森林との共生」

(1) 自然とふれあう機会の創出

(2) 地域資源を活かした山村づくり

(3) 森林環境教育



ツリークライミング体験



しいたけ生産



夜間の森林体験

未来への森づくりタウンミーティング開催状況

１ 要 旨

県は、平成 18 年度から森林（もり）づくり県民税を財源に、公益性と困難性が高い森林のうち、緊急に整備すべき荒廃森林の整備を進めている。第 2 期計画は、順調に進捗しており、約 11,200ha の整備が完了する見込みであるが、令和 5 年度に調査した結果、一部で荒廃森林が新たに確認された。

このため、事業への評価と新たに確認された荒廃森林への対応について、県民等から意見を伺い、今後の事業のあり方を検討するため、県内 28 箇所でタウンミーティングを開催している。

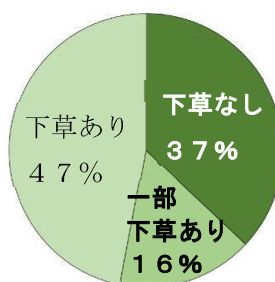
２ 森の力再生事業の実施状況

（単位：事業量 ha、事業費 百万円）

区 分	第 2 期全体計画 (H28～R 7)		実績 (H28～R 6)		R7 年度計画	
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
人工林再生整備事業	11,000	9,047	9,480	7,788	1,360	1,217
竹林・広葉樹林等再生整備事業等	200	971	189	893	10	50
合 計	11,200	10,018	9,669	8,681	1,370	1,267

３ R5 森林調査の結果

- ・公益性と困難性が高い森林のうち、これまで整備の緊急性が低いとされてきた約 30,000ha の森林を調査
- ・47%は下草がある健全な森林
- ・37%は下草がない荒廃した森林



下草が消失した荒廃森林

４ 県民意見等の聴取

（１）タウンミーティング（令和 7 年 5 月 13 日～6 月 13 日）

会場	28 箇所（21 市町）	参加人数	1,000 人（見込）
内容	・これまでの事業の成果や森林の現況調査の結果について、県から説明 ・事業への評価と新たに確認された荒廃森林への対応について、参加者から意見を聴取		
主な意見	・事業実施により、森林の中が明るくなり、森林所有者も喜んでいる。 ・人工林や竹林など整備されていない森林があるので、事業を継続してほしい。 ・事業の成果や森林環境譲与税との違いを、しっかりと広報するべき。		

（２）今後の取組

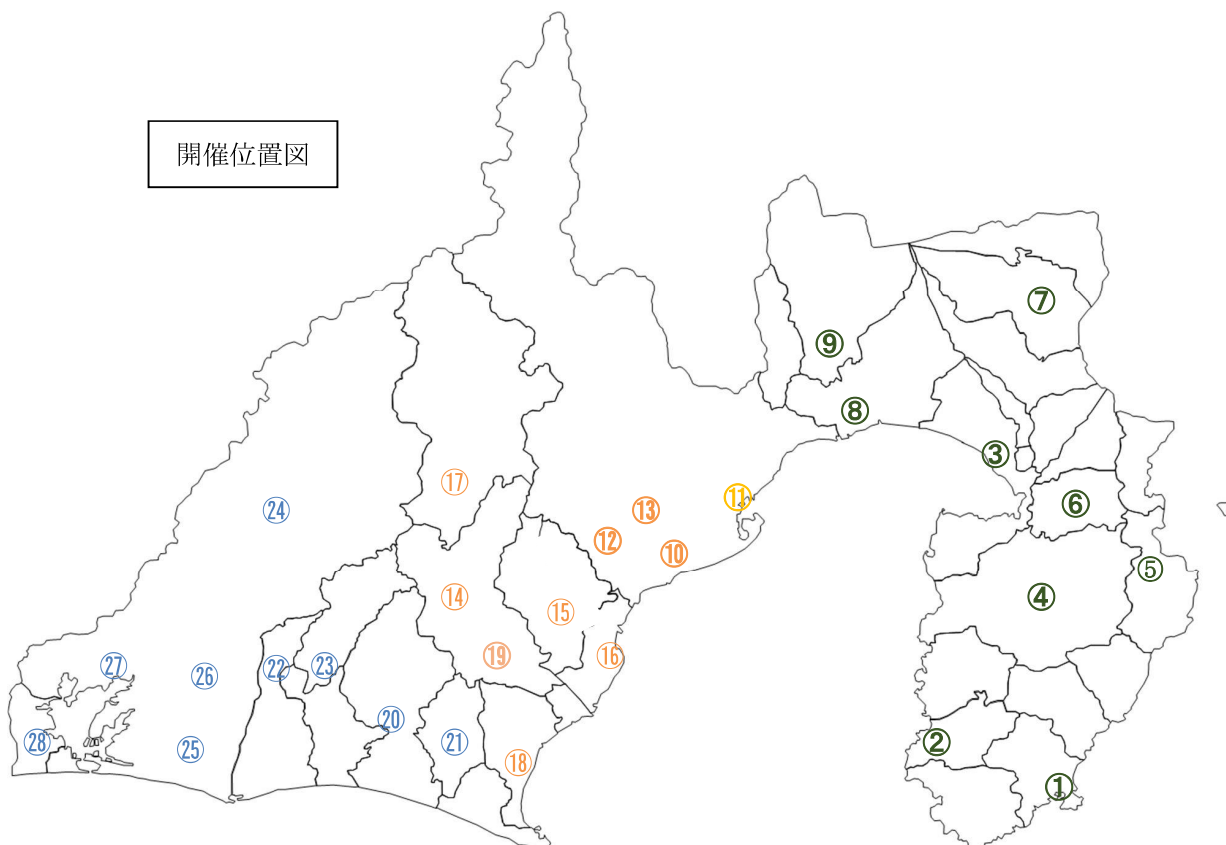
令和 7 年 6 月から 7 月にかけて、無作為抽出した県民へのアンケート調査や、市町長・関係団体への面談及び大学生・高校生などの若者を対象にしたキャンパスミーティングなどを実施し、広く県民意見を伺う。

報告事項（3）

未来への森づくりタウンミーティング 開催状況

	市町	開催日		市町	開催日
①	下田市	5月23日（金）	⑮	藤枝市	5月15日（木）
②	松崎町	5月26日（月）	⑯	焼津市	5月20日（火）
③	沼津市	5月28日（水）	⑰	川根本町	5月22日（木）
④	伊豆市	6月3日（火）	⑱	牧之原市	6月9日（月）
⑤	伊東市	5月30日（金）	⑲	藤枝市	6月13日（金）
⑥	函南町	6月2日（月）	⑳	掛川市	5月28日（水）
⑦	御殿場市	5月29日（木）	㉑	菊川市	6月3日（火）
⑧	富士市	5月27日（火）	㉒	磐田市	6月5日（木）
⑨	富士宮市	5月22日（木）	㉓	森町	5月30日（金）
⑩	静岡市駿河区	5月14日（水）	㉔	浜松市天竜区	6月12日（木）
⑪	静岡市清水区	5月19日（月）	㉕	浜松市中区	6月9日（月）
⑫	静岡市葵区	5月21日（水）	㉖	浜松市天竜区	6月13日（金）
⑬	静岡市葵区	5月19日（月）	㉗	浜松市浜名区	6月11日（水）
⑭	島田市	5月13日（火）	㉘	湖西市	6月10日（火）

開催位置図



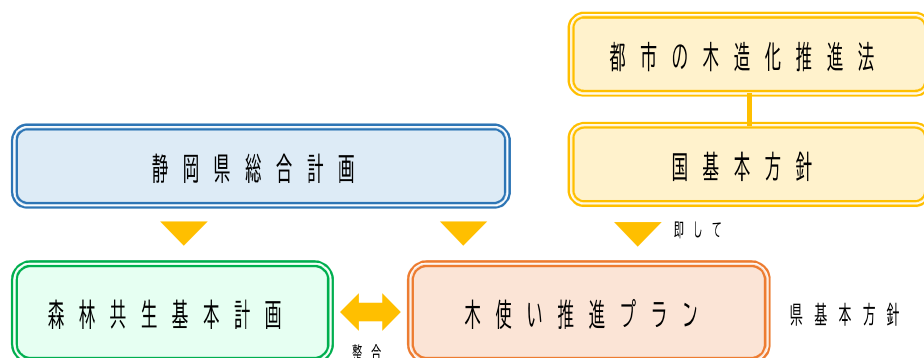
“ふじのくに”公共建築物等 木使い推進プランの改定について



令和 7 年度第 1 回静岡県森林審議会
静岡県 林業振興課

“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの位置付け 2

- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称「都市（まち）の木造化推進法」）に基づく都道府県方針
- 本県における県産材利用の方針と行動計画を定めたもの



期間（第6期）：令和4年度から令和7年度までの4年間

第1章 県産材利用の基本

- ・目的等の基本的事項、県産材利用の意義、プランの位置付け等

第2章 公共部門

- ・県産材利用の目標値と達成の考え方等

第3章 民間部門（住宅・非住宅建築物等）

- ・県産材の利用促進の方針等

第4章 県産材の適切な供給の確保

- ・県産材丸太・製品の供給体制の強化・拡充に向けた取組等

第5章 推進体制・進化管理

- ・木材需要拡大庁内会議の設置、プランの評価と成果の公表等

- ・本県では、公共部門において県産材利用の推進を図るため、平成13年度に「木材需要拡大庁内会議」（会長：副知事）を設置
- ・この庁内会議で平成14年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定
- ・県庁内全体で県産材利用を推進するための体制と進化管理の実施を規定
- ・現行プランの第6期から、県産材の利用を推進する対象として、「民間部門」を追加

- 令和6年度の県産材利用実績は、公営住宅、社会福祉施設、教育施設等の木造化・木質化などの公共施設整備や、“ふじのくに森の防潮堤づくり”などの公共土木工事での利用により、目標に対する実績は107%となり、単年度目標を達成

公共部門における県産材利用の状況

(単位：m³)

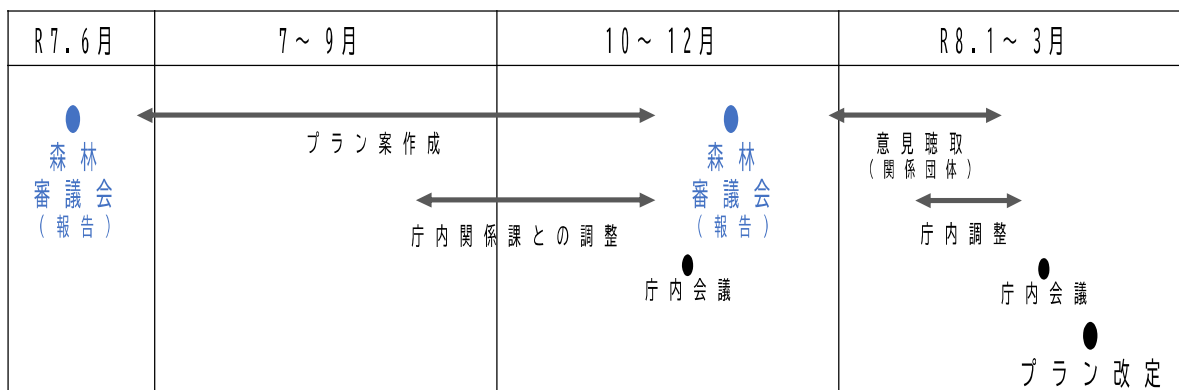
区分	目標	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
公共施設整備	7,200	7,296	7,751	7,501	8,327
公共土木工事	15,800	16,648	16,772	17,089	15,852
計	23,000	23,944	24,523	24,590	24,179
目標に対する割合	—	104%	107%	107%	105%

次期木使い推進プラン改定の概要とスケジュールについて

〇 次期木使い推進プラン改定の概要

- 次期県総合計画の策定にあわせ、令和7年度中に次期木使い推進プランを改定
- 次期木使い推進プランの期間は、次期県総合計画にあわせて令和10年度まで
- 公共部門における県産材利用の目標は、これまでの実績と今後の見通しを踏まえた上で見直すほか、民間部門での利用促進の強化に向けた内容を追加

〇 スケジュール



松くい虫被害対策事業推進計画の変更について
（静岡県松くい虫被害対策事業推進計画（令和３年度諮問）の
対策対象松林「高度公益機能森林に準ずる森林」の区域変更）

1 変更箇所：静岡県榛原郡吉田町

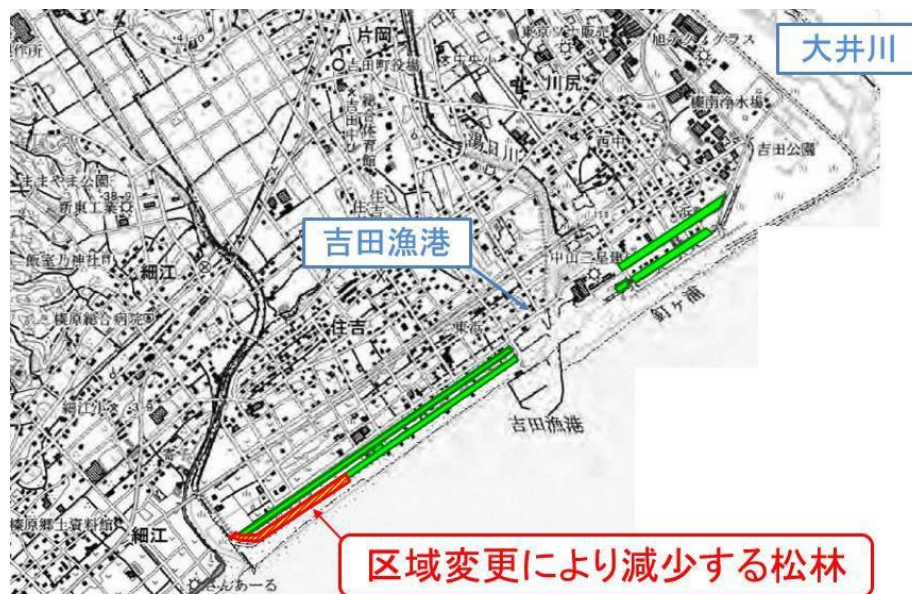
2 変更内容

区分	変更前	変更後	増減
高度公益機能森林	10ha	9 ha	1 ha 減
うち高度公益機能森林	8 ha	8 ha	0 ha
うち高度公益機能森林に準ずる森林	2 ha	1 ha	1 ha 減

3 変更理由：

津波軽減を目的に、吉田町が既存の海岸堤防に背後盛土及び海側盛土をすることにより、L2津波に対応した海岸堤防を整備するため、松林の伐採が必要になった。

4 変更区域の状況



5 高度公益機能森林に準ずる森林について

高度公益機能森林

- ・公益的機能があり、マツ以外の樹種では機能確保が困難な森林（保全すべき松林）

※国有地は、準ずる森林に指定←今回変更箇所

被害拡大防止森林

- ・樹種転換を推進すべき松林

地区保全森林

- ・地域として保全すべき松林

